よくある質問(Q&A)

No	質問	回答
①補助金について		
1	複数回に分けて申請することはできますか？	いいえ、申請は**１回限り**となります。複数回に分けて対策を行う場合は、まとめて申請してください。
2	補助対象経費の総額が 8 万円を超えた場合、補助金はどうなりますか？	補助率は**２分の１**、上限は**４万円**です。 （例：経費 10 万円（税抜）の場合、５万円ではなく上限の 4 万円を補助）
3	国や市町の他の補助金と併用することはできますか？	同一の事業内容（同じ備品・同じ対策）について、他の補助金との併用はできません。
4	予算額を上回った場合の受付終了はどのように周知されますか？	予算額に達した場合は、県ホームページでお知らせします。
5	補助金はいつ頃振り込まれますか？	実績報告書の審査後、額の確定通知書を送付し、請求書に基づき支払います。 請求書受領から概ね 1 か月程度を予定しています。
6	募集要項の「具体例」に記載のない施設（乳児院や障害児支援施設など）は対象外でしょうか？	県内の施設であれば、**乳児院、児童福祉施設、障害児支援施設**なども対象となるがあります。判断に迷う場合は、事前にお問い合わせください。
7	器具を取り付けるために、壁の強度を上げる「補強工事費用」は対象になりますか？	壁や床、天井などの建物自体に手を加える「施設整備（改修工事)」に該当する経費は、本事業の**対象外**です。
② 申請時		
8	交付決定前に器具を購入してしまいました。対象になりますか？	**対象外となります。**必ず「交付決定通知書」が届いた後に、器具の購入や業者への発注を行ってください。
9	複数の店舗やサイトから器具を購入することは可能ですか。	購入先ごとに、見積書または価格が分かる資料を提出してください。
10	同じ法人が運営する複数の園がある場合、まとめて申請できますか？	申請は施設（園）ごとに必要です。 提出書類も施設ごとに作成してください。
11	同じ部屋に複数の棚がある場合、写真は１枚にまとめてもよいですか？	いいえ、「備品ごと」に、実施前・実施後の写真が必要です。 それぞれの備品に対して「全体」と「近接」の 2 枚セットを提出してください。
12	実施前の写真を撮り忘れて設置してしまいました。代替書類で認められますか？	**原則、認められません。**実施前の状況が確認できない場合、補助対象外となります。**作業前に必ず撮影してください。**
③ 実績報告書		
13	領収書の宛名が職員個人の名前になっていますが、認められますか？	**認めません。**領収書の宛名は、必ず**申請者（施設名または運営法人名（代表者名））**としてください。
14	工事後の写真がうまく撮れず、固定箇所が隠れてしまいました。どうすればいいですか？	設置後の写真が撮りにくい場合は、作業中の写真や、器具が見える角度の写真を提出してください。図解や説明文の添付でも構いません。
15	申請時よりも安く購入できたため、補助金額が変わりますか？	はい、実績報告に基づき、実際に支払った額（税抜）の 2 分の 1（上限 4 万円）を改めて確定します。 なお、**交付決定額から増額はできません。**
16	「支出命令書（写し)」とは具体的にどのような書類ですか？	施設・法人内で決裁（承認）を受けたことがわかる書類です。公立施設では会計システムの伝票、私立施設では理事長や園長まで決裁が回ったことがわかる内部伝票の写しを指します。
17	銀行振込で支払った場合、領収書の代わりに何を出せばよいですか？	振込振替受取証（写し）や、振込完了画面の印刷などを提出してください。その際、どの請求に対する支払いかがわかるようにしてください。
④備品類		
18	組み立て式のスチールラックや、持ち運び式のパーテーションは対象ですか？	地震時に転倒や移動の危険がある備品で、固定により安全性が確保されるものが対象となります。
19	キャスター付きの棚は、キャスターをロックするだけで対象になりますか？	キャスターのロックだけでは対象外です。壁や床への固定、またはキャスター受けの設置などが必要です。
20	転倒防止対策を機に、古くなった棚を買い替えました。この**「新しく購入した棚の代金」**は補助対象になりますか？	**備品そのものの購入費は対象外です。** **対象は、転倒・落下防止のための器具代と施工費です。**

21	給食室の冷蔵庫を固定したいのですが、対象になりますか？	園児が日常的に立ち入らない場所（給食室、事務室など）の備品は対象外です。
22	造り付けの家具（壁と一体化した棚）の扉に、耐震ラッチを取り付けるのは対象ですか？	対象です。収納物の飛び出し防止は、園児の安全確保に有効な対策として認められます。
23	リースで借りているコピー機は対象ですか？	事務室や職員室に設置する場合は対象外です。
24	壁に掛けている大きな鏡や掛け時計の落下防止対策は対象になりますか？	地震時に落下の恐れがあるものは対象となります。
25	２段に積み重ねて使用している棚を、連結金具で固定するのは対象ですか？	上下の棚を連結する金具と、その棚全体を壁に固定するための器具も補助対象となります。
26	古い棚で、すでに壊れかけているものを修理してから固定したいのですが。	備品類自体の修繕費用は対象外です。対象は、転倒・移動防止のための器具代のみです。
⑤ 固定器具		
27	突っ張り棒（ポール式器具）だけの設置でも補助されますか？	対象です。ただし、より安全性の高い器具がある場合は、設置場所に応じて選定してください。
28	自分たちで取り付ける場合、電動ドライバーなどの工具購入費は対象になりますか？	**工具の購入費は対象外です。**対象は固定器具代と施工費のみです。
29	壁に穴を開けられない場合、粘着マットや剥がせるタイプの器具は対象ですか？	対象です。ただし、耐震性能が確認できる資料を添付してください。
30	器具の設置にあたり、壁の補強が必要になりました。その費用は対象ですか？	壁の補強や修繕費は対象外です。 対象は固定器具の購入費と施工費です。
31	予備として多めに器具を購入したいのですが、対象になりますか？	**対象外です。**補助対象は、**当該年度内に実際に設置が完了した器具**に限ります。
32	１つの備品に対して、２種類以上の器具（例：つっぱり棒と粘着マット）を併用してもよいですか？	はい、より高い安全性を確保するために複数の器具を組み合わせることは推奨されます。使用したすべての器具の購入費が補助対象となります。
33	ネジやボルトなどの細かい資材だけをホームセンターで購入した場合も対象ですか？	対象です。ただし、領収書やレシートに「ネジ」「ボルト」などの品名が明記されている必要があります。
⑥その他		
34	申請書や実績報告書に押印（ハンコ）は必要ですか？	県への提出書類は、原則として押印を省略することができます。ただし、内部ルール・事務規定で押印が必要な場合は、内部ルールに従って押印した書類を提出（または PDF 化して送信）してください。
35	消費税は補助対象外ですか？ また、端数計算はどうすればよいですか？	本補助金では、消費税を除いた税抜金額を対象とします。 また、計算の結果、補助金額に**1,000 円未満の端数が出た場合は切り捨て**となります。 （例：補助対象経費の 1/2 が 15,500 円の場合、補助金額は 15,000 円となります。）
36	この補助金で取り付けた固定器具を撤去する場合、その費用は補助対象になりますか？	対象外です。なお、設置後に器具を取り外す必要が生じた場合は、申請者の責任において対応してください。
37	すでに取り付けている備品類を再度、固定しなおす場合に、補助対象となるか。	原則、対象外です。当該年度に新たに行う転倒・落下防止対策が対象であり、既に設置済みの固定器具の付け直しや、既設備品の再固定のみは対象となりません。 ただし、新たに器具を購入して設置する場合は、内容により対象となることがあります。
38	普段は倉庫として利用している部屋を避難経路として使用している場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。ただし、申請の際に、当該場所が避難経路であることを確認できる書類（図面の写しなど）をご提出ください。
39	職員室の一部スペースを医務室として使用している場合、補助対象となりますか。	未就学児が日常的に過ごす場所でない場合でも、一定の条件を満たせば補助対象となります。事前にご相談ください。

【更新履歴】

	年月日	更新内容
Ver.1	令和８年４月	初版
Ver.2	令和８年 11 月	No.38　追記